

子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書

日本の子どもの貧困率は、2012年に16.3%となり、6人に1人が貧困状態にあるという深刻な状況が見られる。また、厚生労働省の調査によると、2011年度までの25年間でひとり親世帯数は1.43倍に増えており、子どもの貧困の解決に向けては、ひとり親家庭への支援が重要になっている。

道内においても、就学援助を受給する児童生徒は、2013年度時点で約9万人に上り、援助率は15年間で約2倍の23%に上昇するなど、就学面での配慮を要する子どもが増える中、就学援助の基準が生活保護基準に連動して引き下げられる際、受給の対象から外れる世帯が出るのが問題となっている。

また、国は、非婚のひとり親家庭の公営住宅家賃などに対して、配偶者と死別や離別した世帯と同様に寡婦（寡夫）控除が受けられるよう、公営住宅法施行令を改正したものの、保育料などの算定における寡婦（寡夫）控除のみなし適用については、依然として自治体の判断に委ねられるなど、統一的な対応がなされていない状況にある。

そうした中、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する」との理念の下に制定された「子どもの貧困対策法」の意義を十分に踏まえた上で、問題の解決に向けて十分な対策を行う必要がある。

よって、国会及び政府においては、子どもの貧困の解決に向けて、下記の対策を強化するよう強く要望する。

記

- 1 生活保護基準の引き下げが就学援助に影響しないよう、財政支援を強化すること。
- 2 所得税法を改正し、保育料などのような所得基準のある給付やサービスにも寡婦（寡夫）控除を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク北海道石川佐和子議員